

# 定期健康診断について

福利課 健康推進係

R8.2.16（月） 令和7年度県立学校養護教諭研修会

# 定期健康診断とは

## ◆労働安全衛生法第66条に定められた、5種類の一般健診のうちの一つ

- 雇入れ時健康診断
- 定期健康診断
- 特定業務従事者健康診断
- 海外派遣労働者の健康診断
- (給食従事員の検便)

### 基本検査項目

- ① 既往歴・業務歴の調査
- ② 自覚症状・他覚症状の有無の検査
- ③ 身長、体重、腹囲、視力及び聴力（1,000Hz・4,000Hz）の検査
- ④ 胸部X線検査
- ⑤ 血圧の測定
- ⑥ 貧血検査（血色素量、赤血球数）
- ⑦ 肝機能検査（AST(GOT)、ALT(GPT)、 $\gamma$ -GTP)
- ⑧ 血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、TG）
- ⑨ 血糖検査
- ⑩ 尿検査（尿中の糖・蛋白の有無）
- ⑪ 心電図検査

事業主に実施義務があり、労働者の受診義務も同条第5項で定められている

# 対象、実施時期

## 雇入れ時

- 常時使用する労働者すべて
- 雇入れ時（3か月以内の健診でも代用可）
- =新規採用時職員健診

## 定期健康診断

- 常時使用する労働者すべて
- 1年以内ごとに1回（定期的に）

（県教委での取扱）

### • 特定業務の種類

- ① 特定化学物質、有機溶剤等の有害物質を取り扱う業務
- ② 深夜を含む業務

### • 対象所属及び検査該当業務

- ① 文書館：エチレンオキシドを用いたくん蒸作業に従事する者
- ② 特別支援学校（寄宿舍）：月平均4回程度宿直業務に従事する者  
天文台：観測等で月平均4回程度深夜業務に従事する者

## 特定業務従事者

- 特定の業務に常時に従事する労働者
- 配置替え時、6か月以内ごとに1回（定期的に）  
（県教委での取扱）

# 対象、実施時期

## 海外派遣労働者

- 海外に6か月以上派遣される労働者
- 派遣前及び帰国後（一時帰国除く）

## 給食従事員の検便

- 事業に付属の食堂・炊事場の給食業務に従事する労働者
- 雇入れ時、配置替え時
  
- 学校給食衛生基準等での運用により、省略

# 常時使用する労働者とは

**正規・会年など雇用形態にかかわらず、以下の条件を満たす者**

- ① 1年以上の長さで雇用契約をしているか、または、雇用期間を全く定めていないか、あるいはすでに1年以上引き続いて雇用した実績があること。
  - ② 1週間あたりの労働時間数が通常の労働者の4分の3以上であること。
- ②にあたらなない場合でも、①に該当し、同種業務従事者の所定労働時間の概ね2分の1以上の労働時間を有する者に対しても、健康診断を実施することが望ましい

# 職員の受診義務

## 健康診断のかわりに、人間ドックでも受診可

- ◆ 職員の健康診断受診は、労働安全衛生法第66条第5項で義務付けられている。
- ◆ 健康診断実施時期に、育児休業や療養等により休職中である職員以外は、全員受けなければいけない。
- ◆ ただし、健康診断に相当する健診を受け、その結果を書面で提出した場合は、受診が免除される。  
= 人間ドック受診結果の提出で、健康診断受診免除

年度末に未受診者がいないよう、各職員の健診受診状況の把握について御協力をお願いします

# 教職員の健康診断

## 労働安全衛生法と学校保健安全法の二本柱

- ◆ 学校の職員の健康診断の実施については、学校保健安全法第15条でも定められている。
- ◆ 労働安全衛生法及び学校保健安全法両方の項目を満たすように実施または受診する必要がある。
- ◆ 学校の職員については、労働安全衛生法の健診項目に加え、胃検診（40歳以上）も必要。

# その他の健診

## 人間ドック

- 検査項目が多く、病気の早期発見が目的
- 希望制
- 結果を提出し、定健や特定健診の受診代替

## 特殊健康診断

- 労働安全衛生法のほか、じん肺法や特定化学物質障害予防規則等で定められた特定の対象者に対する健診
- 金属アーク溶接等作業者健診 等

## 特定健康診査

- 保険者の実施義務
- 生活習慣病の予防・早期発見が目的
- いわゆる“メタボ健診”
- 40～74歳の組合員本人・被扶養者が対象
- 結果により特定保健指導の対象になることも

# その他の健診

## 婦人科健診

- 共済事業
- 希望制  
(対象者)
- 子宮頸がん  
女性組合員のうち、20歳以上の偶数年齢の者
- 乳がん  
女性組合員のうち、40歳以上の偶数年齢の者

## 骨密度健診

- 共済事業
- 希望制  
(対象者)
- 女性組合員のうち、25歳から5歳刻みの指定年齢の者

## B型肝炎感染予防対策事業

- 県事業（福利厚生）
- 希望制  
(対象者)
- 初めて特別支援学校に赴任し、過去にB型ワクチンを接種したことのない者

# 特定健診、特定保健指導について

## 『QUPiO Plus』、『SOMPOヘルスサポート』

- ◆ 40～74歳の共済組合員本人、被扶養者には、健診結果に基づき、個別性の高い健康情報冊子「QUPiO+」が配布される。
- ◆ 特定保健指導は、健診結果に問題があり、生活習慣の改善が必要な方に、専門的なスタッフ（保健師や栄養士）が生活習慣改善の支援を行う。
- ◆ 共済組合では、「SOMPOヘルスサポート」に業務委託している。
- ◆ 人間ドックの場合、受診先によっては保健指導まで受けられる医療機関もあり。

# 特定健診に係る健診結果の情報提供

## 事業主、保険者間で覚書を締結

- ◆ 高齢者医療確保法等により、事業者から保険者への健診結果の提供が義務づけられている。
- ◆ 定健や人間ドックを受診することで、特定健診の受診にかえることができる。
- ◆ 雇用する労働者の健診結果は、事業主や健診機関を通じて保険者へ提供される。

# B型肝炎感染予防対策事業について

## B型肝炎について

- ◆ B型肝炎ウイルスは、全世界で約3億5,000万人が感染していると言われ、日本では約130万～150万人（人口の約1%、およそ100人に1人）が感染していると推定
- ◆ B型肝炎ウイルスが肝臓に感染し、炎症（肝炎）を引き起こす。肝炎が持続すると、慢性肝炎、肝硬変、肝がんへと進行する可能性
- ◆ 感染は、ウイルスを含んだ血液や体液が体内に入ることによって起こる

# B型肝炎感染予防対策事業について

## B型肝炎について

- ◆ 主な感染経路は、小児の場合、分娩時に母体から経産道的に感染し、成人の場合は性交渉による体液感染が最も多くの割合を占める
- ◆ 母体からの感染を防ぐため、1985年から母子感染予防事業が開始。妊婦検診での抗原検査と抗原陽性母体から生まれた子どもにワクチン等を予防接種することで、母子感染が減った
- ◆ また、2016年からは定期予防接種にB型肝炎ウイルスワクチンが追加された

# B型肝炎感染予防対策事業について

## 令和9年度以降の実施について

### ◆ 事業の廃止を検討中

※今後、対象校への意向調査等を実施しながら、事業実施の有無を判断したい

# B型肝炎感染予防対策事業について

## 令和9年度以降の実施について

### 【廃止を検討する理由①】

#### ◆ 費用対効果の低減、接種者の負担軽減

- 母子感染対策事業や定期予防接種の普及により、子どものB型肝炎ウイルス保有率は低く、大人への感染リスクは低下している
- 接種者には、年3回のワクチン接種、年2回の抗体（抗原）検査と負担をかけている

# B型肝炎感染予防対策事業について

## 令和9年度以降の実施について

### 【廃止を検討する理由②】

#### ◆ 対応可能な委託業者の減少

現在、県教委では、健康診断の契約の一部として本事業を実施している。しかし対応可能な業者が少なく、健康診断自体の業務委託の足かせとなっている

# R7年度末～R8年度初めの対応業務

年度	通知時期 (予定)	業務名 (予定)	業務内容	提出期限 (予定)	提出方法
R7	R8.2.10	職員定期健康診断実施状況報告 (健診結果報告)	令和8年度に定期健診・ドックを受診した職員の状況を報告していただきます。また、自費等で受診した職員がいた場合は別途様式にて結果報告もお願いいたします。	R8.3.13	メール (提出用エクセルファイル添付)
	R7.5.19	令和8年度産業医職務実施報告書 (安全衛生委員会実施報告書最終報告)	令和8年度に実施した安全衛生委員会実施報告書の最終提出期限となります。同時に、令和8年度に産業医が勤務した回数と内容を提出いただくものになります。	R8.3.19	メール (様式にて報告)
	1月中旬	令和8年度定期健康診断日程希望調査	令和8年度の定期健康診断の日程希望を回答していただきます。胃検診実施の有無や駐車場確保などの回答も併せてお願いいたします。	R8.2.13	Logoフォーム
	3月上～中旬	令和8年度定期健康診断日程の事前照会	令和8年度定期健康診断日程希望調査を元に、各会場の実施日を事前照会させていただきます。会場校は実施の可否について回答ください。	3月中旬	Logoフォーム
	3月中～下旬	令和8年度B型肝炎感染予防対策事業の日程等について	令和8年度B型肝炎予防事業 (B型肝炎ワクチン接種) の対象者の事前確認です。正式通知は新年度に発出予定ですが、回答期限が短いため、前年度に事前予告しております。	R8.4.6	メール (提出用エクセルファイル添付)
	3月中～下旬	令和8年度特定業務従事者健康診断の日程について	令和8年度特定業務従事者健診 (寄宿舎指導員で宿直業務に月平均4回以上従事する職員対象) の事前予告です。B型肝炎と同様に正式通知は新年度に発出します。	R8.4.7	メール (提出用エクセルファイル添付)
	3月中旬	令和8年度県立学校産業医の推薦について (依頼)	令和8年度産業医の推薦を依頼するものです。	R8.4.3	メール (専用様式送付予定)
	3月中旬	令和8年度県立学校安全衛生管理者 (推進者) の報告について (依頼)	令和8年度衛生管理者 (推進者) の報告を依頼するものです。	R8.4.3	メール (専用様式送付予定)
	3月中～下旬	令和8年度特定業務従事者健診及びB型肝炎感染予防事業 会場調整	例年特定業務従事者健診とB型肝炎抗体検査の実会場として、一部学校の会議室等をお借りしています。令和8年度もお願いできればと考えております。	R8.3末頃	メール ※調整の場合、電話も使用
3/31発送 (3月中旬HP掲載・ メール連絡予定)	令和8年度人間ドック事業の申込について	検診機関で各種検査を行うことにより、生活習慣病等の早期発見を図り組合員及び会員の健康管理に役立てます。また、当該年度40歳以上の組合員については「特定健康診査を含む人間ドック」として高齢者医療確保法に基づき特定健康診査を本事業内で併せて実施します。	R8.4.15	電子申請による申込。詳細は実施通知と共に送付予定。	
R8	4月上旬	定期健康診断申込者取りまとめ (非常勤及び各学校での健診)	職員定期健康診断を受診する職員情報のとりまとめと提出をお願いいたします。	5月上旬	メール (提出用エクセルファイル添付) またはLogoフォーム
	4月上旬	長時間労働等による健康障害防止対策実施状況報告の提出	時間外労働が80・100時間を超えた職員数や産業医面談を行った職員数、所属で取り組んでいる長時間労働対策について回答をお願いいたします。	R8.4.30	メール (提出用様式添付)
	4月上旬	特定業務 (金属アーク溶接等作業) 健康診断の実施について	金属アーク溶接等作業に従事する職員のうち、対象者 (常時従事する職員、常時従事しないが健診を希望する職員) の報告をお願いいたします。	R8.4.22	メール (提出用エクセルファイル添付)
	4月中旬	ストレスチェック対象者事前確認 (会計年度任用職員)	対象となる会計年度任用職員について名簿の作成をお願いします。	4月下旬	メール (提出用エクセルファイル添付)
	5月上旬	喫煙対策実施報告書の提出	喫煙者数、所属で取り組んでいる喫煙対策について回答をお願いいたします。	R8.5.30	Logoフォーム
	5月上中旬	令和8年度第二種衛生管理者免許試験「受験準備講習会」及び「出張試験」の希望調査	第二種衛生管理者免許取得に向けた講習会及び試験の受講希望者を募集します。	5月下旬	メール (提出用様式添付)